



山形県公報

令和6年8月6日(火)
第526号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……859
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……860
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……861
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……862
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……863
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(農業技術環境課) ……864
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……865

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………866

### 公 告

- 特別保護地区指定の予定……………(みどり自然課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……867

## 告 示

### 山形県告示第582号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------|----------------------------|---------|------------|
| 株式会社スガワラ               | 訪問看護いつき<br>鶴岡市我老林字五里市126番地 | 訪 問 看 護 | 令和 6. 8. 1 |

### 山形県告示第583号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|----------------------|----------------------------|----------|------------|
| 株式会社スガワラ             | 訪問看護いつき<br>鶴岡市我老林字五里市126番地 | 介護予防訪問看護 | 令和 6. 8. 1 |

**山形県告示第584号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地            | 指定年月日      |
|--------------|-----------------------|------------|
| たいら 歯科 医院    | 米沢市金池五丁目10番4号 S&Rビル1F | 令和 6. 5. 1 |
| アイン薬局 米沢駅西口店 | 米沢市東三丁目4番48号          | 同          |
| アイン薬局 米沢川井店  | 米沢市大字川井2356番3         | 同          |
| アイン薬局 鶴岡七日町店 | 鶴岡市本町二丁目11番22号        | 同          |
| アイン薬局 鶴岡大山店  | 鶴岡市平成町10番6            | 同          |
| アイン薬局 鶴岡本町店  | 鶴岡市本町三丁目17番19号        | 同          |
| アイン薬局 鶴岡山王店  | 鶴岡市山王町14番1号           | 同          |
| アイン薬局 鶴岡ひよし店 | 鶴岡市日吉町11番11号          | 同          |
| ハート調剤薬局 馬場町店 | 鶴岡市馬場町7-29-1          | 同          |
| ハート調剤薬局 八幡店  | 酒田市小泉字前田72番地1         | 同          |
| アイン薬局 河北病院前店 | 西村山郡河北町谷地字月山堂165番地7   | 同          |
| 花沢 アイクリニック   | 米沢市花沢町2695番地1         | 同 5.17     |
| 清野 歯科 医院     | 鶴岡市睦町6番11号            | 同 7. 1     |
| クスリのアオキ高島薬局  | 東置賜郡高島町福沢459番地の2      | 同          |

**山形県告示第585号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ホープ薬局 天童店  
天童市乱川三丁目2番3号

(2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |           | 変更年月日      |
|-----------|-----------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後     |            |
| ホープ薬局     | ホープ薬局 天童店 | 令和 6. 4. 1 |

2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ふくだまち薬局  
米沢市福田町二丁目1番52号

(2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |         | 変更年月日      |
|-----------|---------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後   |            |
| 仁天堂薬局     | ふくだまち薬局 | 令和 6. 6. 1 |

3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

おおまち薬局  
米沢市大町三丁目3番30号

(2) 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |        | 変更年月日      |
|-----------|--------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後  |            |
| ナカタ薬局大町店  | おおまち薬局 | 令和 6. 6. 1 |

**山形県告示第586号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地   | 廃止年月日       |
|-----------------------|-----------------------|-------------|
| みみ・はな・のど 芳賀タウンクリニック   | 天童市芳賀タウン南六丁目1番45号     | 令和 6. 4. 30 |
| た い ら 歯 科 医 院         | 米沢市金池五丁目10番4号 S&Rビル1F | 同           |
| ア イン 薬 局 米 沢 川 井 店    | 米沢市川井2356番3           | 同           |
| ア イン 薬 局 米 沢 駅 西 口 店  | 米沢市東三丁目4番48号          | 同           |
| ア イン 薬 局 鶴 岡 ひ よ し 店  | 鶴岡市日吉町11番11号          | 同           |
| ハ ー ト 調 剤 薬 局 馬 場 町 店 | 鶴岡市馬場町7-29-1          | 同           |
| ア イン 薬 局 鶴 岡 本 町 店    | 鶴岡市本町三丁目17番19号        | 同           |
| ア イン 薬 局 鶴 岡 山 王 店    | 鶴岡市山王町4番1号            | 同           |
| ア イン 薬 局 鶴 岡 七 日 町 店  | 鶴岡市本町二丁目11番22号        | 同           |
| ア イン 薬 局 鶴 岡 大 山 店    | 鶴岡市平成町10番6            | 同           |
| ハ ー ト 調 剤 薬 局 八 幡 店   | 酒田市小泉字前田72番地の1        | 同           |
| ア イン 薬 局 河 北 病 院 前 店  | 西村山郡河北町谷地字月山堂165番地7   | 同           |
| 花 沢 ア イ ク リ ニ ッ ク     | 米沢市花沢町2695番地1         | 同 5. 16     |
| フ ァ ー コ ス 薬 局 あ ん ず   | 寒河江市大字白岩230           | 同 6. 15     |
| 伊 藤 歯 科 医 院           | 米沢市大町三丁目5番32号         | 同 6. 30     |
| サ ン 薬 局               | 鶴岡市本町三丁目7番87号         | 同           |
| 鮭川訪問看護ステーションともり       | 最上郡鮭川村大字川口2839番地33    | 同 7. 1      |

山形県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 休止年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 竹 田 歯 科 医 院       | 南陽市宮内3430           | 令和 4. 6. 30 |

|         |                    |         |
|---------|--------------------|---------|
| 協立三川診療所 | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番9号 | 令和6.4.1 |
| 土門歯科医院  | 酒田市泉町11番23号        | 同 5.17  |
| 協立大山診療所 | 鶴岡市大山二丁目26番3号      | 同 6.1   |

**山形県告示第588号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日   |
|-----------|--------------------------------|----------------|---------|
| 公立高畠病院    | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 東置賜郡高畠町大字高畠386 | 令和6.3.1 |

**山形県告示第589号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
さふらん寒河江店  
寒河江市大字寒河江字塩水9番地1-2
- 変更の内容

| 指定介護機関の所在地         |                    | 変更年月日    |
|--------------------|--------------------|----------|
| 変更前                | 変更後                |          |
| 寒河江市大字柴橋字下鎌976番地の1 | 寒河江市大字寒河江字塩水9番地1-2 | 平成29.5.1 |

**山形県告示第590号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称              | 施設又は実施する事業の種類                                                                  | 指定介護機関の所在地           | 廃止年月日      |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------|
| 医療法人大井医院               | 訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導<br>介護予防訪問看護<br>介護予防訪問リハビリテーション<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市亀ヶ崎四丁目5番46号       | 令和 6. 2.22 |
| 医療法人西原歯科医院             | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                                                       | 長井市台町6番11号           | 同 2.25     |
| 訪問看護ステーション「かがやき」       | 介護予防訪問看護                                                                       | 酒田市中町三丁目3番18号        | 同 3.13     |
| 特別養護老人ホームおおやま          | 介護老人福祉施設                                                                       | 鶴岡市大山三丁目34番1号        | 同 3.31     |
| 有限会社マルシーまつや薬局          | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                                                       | 酒田市緑ヶ丘一丁目4番地の17      | 同 4. 1     |
| 酒田合同自動車株式会社            | 訪問介護                                                                           | 酒田市山居町一丁目5番33号       | 同 5.20     |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 健楽園 いこい | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護                                                 | 鶴岡市海老島町9番15号         | 同 5.31     |
| ケアショップれいだん             | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定介護予防福祉用具販売                               | 東田川郡庄内町余目字月屋敷101番地の2 | 同          |

**山形県告示第591号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成26年8月8日  
80
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
庄内・まいふあーむ合同会社  
代表社員 齋藤 真  
鶴岡市神明町16番40号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分

- 品位等検査  
 (5) 農産物検査を行う区域  
 山形県

- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名   | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|-------|----------------|------------|
| 齋 藤 真 | 玄米、大豆、そば       | 国内産農産物に限る。 |

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号

平成26年8月8日

81

- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ライズ・イン

代表取締役 押井 秀勝

鶴岡市箕升新田字西新田12番地

- (3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米 国内産小麦

- (4) 登録の区分

品位等検査

- (5) 農産物検査を行う区域

山形県

- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 押 井 秀 勝 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |
| 押 井 極   | 玄米、小麦          |            |
| 大久保 慎 也 | 玄米             |            |
| 佐 藤 司   | 玄米             |            |

**山形県告示第592号**

次の開発行為は、完了した。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号

令和6年4月11日 指令村総建第116号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字日田字中向351番1、352番1、353番、354番、355番、356番、357番、359番、361番、362番1、362番2、362番3、363番、363番先、365番2、365番3の一部、400番、402番4の一部、403番1、404番1、405番1、406番1

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市大字日田字中向400番地 株式会社アールテック

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第26号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
令和6年8月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 病院の項の表中 「米沢こころの病院」 // アルカディア一丁目808番地の32 を

|          |    |                   |      |
|----------|----|-------------------|------|
| 米沢こころの病院 | // | アルカディア一丁目808番地の32 | に改め、 |
| 三友堂介護医療院 | // | 成島町三丁目2番90号       |      |

2 老人ホームの項の表中

|                  |    |             |       |
|------------------|----|-------------|-------|
| 地域密着型特別養護老人ホーム思恩 | // | 馬町字枇杷川原23番地 | を     |
| 地域密着型特別養護老人ホーム思恩 | // | 馬町字枇杷川原23番地 | に改める。 |
| シニアタウン山王フジックス    | // | 山王町14番23号   |       |

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において令和6年8月19日まで縦覧に供する。

令和6年8月6日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 名称 小国特別保護地区
- 2 区域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

小国鳥獣保護区は、小国町の中心部から南西側に位置し、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ、カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ツキノワグマやニホンカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣が多数生息している。

当該区域は、険しい地形でブナ、ナラなどが自然林の状態にあり、鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

イ 鳥獣保護管理員等によるモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことがないよう留



意する。

## 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

### (1) 意見書の受付期間

令和6年8月6日から同月19日まで

### (2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部201会議室（2階）

(2) 日時 令和6年9月30日（月） 午前9時

## 2 入札に付する事項

### (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式

### (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和13年2月28日までとする。ただし、契約締結の日から令和7年2月28日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和7年3月1日から令和13年2月28日までとする。

### (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報474号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係  
電話番号023(626)0110
  - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
  - (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に記載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年8月30日（金）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に記載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年8月22日（木）午後5時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
  - (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Yamagata Prefectural Police Organized Crime Prevention Information Management System Equipment: 1 set
  - (2) Time-limit for tender: 9:00 A.M. September 30, 2024
  - (3) Contact point for the notice: Investigative Planning Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023(626)0110